

広島県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町永野字神竜三二七七

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)